

政党・候補者だけが出来る選挙運動

- ☐ インターネット ホームページを利用した選挙運動
候補者または候補者になろうとする者はいつでも自身が開設したインターネット ホームページを利用して選挙運動ができる。
- ☐ 国内衛星放送施設を利用した放送広告・放送演説
候補者または候補者を推薦した政党は選挙運動期間中、大韓国内にある衛星放送施設を利用して放送広告・放送演説ができる。
- ☐ 国内インターネット報道機関を利用したインターネット広告
候補者または候補者を推薦した政党は選挙運動期間中にインターネット報道機関を利用したインターネット広告ができる。

<選挙運動をできない者>

関連法	対 象	備 考
公職選挙法第60条	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>大韓民国国民ではない者</u> ※<u>外国国籍取得者(市民権者)</u> ○ 未成年者(19才未満の者) ○ 選挙日現在の選挙権がない者 ○ 大韓民国国家公務員、地方公務員、公務員の身分を持った者 ○ 韓国国際協力団・韓国国際交流財団・在外同胞財団の常勤役職員及び代表者 ○ 各級選挙管理委員会委員、大統領令に定める言論人 ○ 政府が100分の50以上の持分を持っている機関の常勤役職員、地方公使・地方公団の常勤役職員など 	

※ すべての団体(その代表者と役職員または構成員含む)はその団体の名義またはその代表の名義で在外選挙権者を対象に選挙運動をすることはできない。

綺麗な 在外選挙 グローバル 大韓民国 の顔です